

○キャンパス・ハラスメント及び性暴力等調停委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、キャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下、ハラスメント等）という。）防止委員会規程第16条に規定するハラスメント等調停委員会（以下「調停委員会」という。）の役割等について定める。

(調停委員会の構成)

第2条 調停委員会は、防止委員会の委員により構成されるものとし、その選任に当たっては当該申立内容を鑑み、防止委員会が都度決定する。ただし、当該申し立ての当事者の所属部署の委員は、含まないものとする。

2 防止委員会の委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調停委員として任命することができる。

3 調停委員会の委員長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会の委員長が任命する。

(調停委員会の役割)

第3条 調停委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 相談員及び調査委員会から提出された報告内容についての検討
- (2) 申立人（申立を行った者をいう。以下同じ。）と被申立人（申立の相手をいう。以下同じ。）との話し合いを円滑に進めるための支援と記録
- (3) 当事者間の合意文書の作成
- (4) 防止委員会への報告
- (5) その他問題解決のために必要と判断される事項

(調停委員会のとるべき措置)

第4条 調停委員会は、防止委員会が調停措置を決定した場合は、調査委員会の結果を踏まえ、申立人及び被申立人にそれぞれ個別に調停案を提示し、合意事項を文書で確認し、押印を求める。ただし、申立人から要請があった場合は、申立人及び被申立人双方の立会いの下に調停措置を行うことができる。なお、調停委員会は申立人及びその関係者、被申立人から必要な聴取を行うことがある。

2 調停委員会は、調停による解決が困難であると判断したときは、防止委員会にその旨報告する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

附 則

この細則は、平成19年6月7日から施行する。

- 2 この細則は、平成19年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。〔細則改廃の条文改定〕
- 3 この細則は、平成23年10月1日から改定施行する。〔委員会の構成、調停委員会の取るべき措置の条文改正及び記録の保管は防止委員会規程に移行〕平成23年7月13日 キャンパス・ハラスメント防止委員会決定
- 4 この細則は、令和7年11月1日から施行する。〔細則名称の変更、第1条：性暴力等の追加〕